

**2011全日本ミドルボート選手権大会**  
**SAILING INSTRUCTIONS**

**1.適用規則**

- 1-1 The Racing Rules of Sailing 2009-2012(RRS) に定義された「規則」
- 1-2 IRC Rule 2011(但し、以下を変更する。)
  - 1-2-1 艇に搭載するセールを変更することができる(21.1.5(d)の変更)。但し、その日の最初のレースの予告信号後の支援艇によるセールの入れ替えは認めない。
  - 1-2-2 乗員は証書記載のクルー人数以内か、証書記載のクルー人数×85kgの合計体重以内とする。(22.4の変更)。
  - 1-2-3 PART D は適用しない。
- 1-3 X35 CLASS については、CLASS RULE A6.2 を適用する。
- 1-4 JSAF 外洋特別規定 2010-2011(JSAF-OSR 2010-2011)
- 1-5 Notice of Race と SAILING INSTRUCTIONS に矛盾が生じた場合は、SAILING INSTRUCTIONS を優先する。
- 1-6 熱中症対策として飲料物は1日1人当たり2.0リットル以上を搭載すること。

**2. 競技者への通告**

競技者への通告は、レース本部(新西宮ヨットハーバー1F 会議室)前に設置された公式掲示板に掲示される。

**3. 出艇申告**

提出している乗員登録書に変更があった場合、出艇申告時刻内にレース本部に変更申請を行うこと。

**4. 帆走指示書の変更**

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。ただし、レース日程の変更(一日目は変更しない)は、発効する前日の抗議受付締切時刻までに掲示される。

**5. 陸上で発する信号**

- 5-1 陸上で発する信号は、各日の出艇申告受付開始前から抗議受付締切時刻の間、レース本部前のポールに掲揚される。
- 5-2 AP 旗が音響二声と共に掲揚された時は(降下の時は音響一声)、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。これはレース信号、AP 旗を変更している。
- 5-3 Y 旗が陸上で掲揚された場合、各日の最初のレースのためハーバーエリアから出港後、各日の最終レース終了後ハーバーエリアに帰港する間すべてに規則 40 を適用する。これは第 4 章前文を変更している。

**6. 日程**

- 6-1 7月30日～8月1日、3日～5日 10:00-17:00 体重計測(乗員登録書を提出している艇のみ。)
  - 8月6日(土) 09:00-09:30 受付、出艇申告、体重計測
  - 09:30- 艇長会議
  - 10:55 予告信号
  - 17:00- ウェルカムパーティー(新西宮ヨットハーバー2F シャイニーホール)
  - 8月7日(日) 09:00-09:30 出艇申告、体重計測
  - 10:25 予告信号
  - 17:00- 表彰式(新西宮ヨットハーバー2F シャイニーホール)
- 6-2 シリーズはソーセージコース 6 レースを予定する。
- 6-3 各日のレース数はレース委員会の裁量に委ねられる。

6-4 8月7日(日)は15:30以降の予告信号は発せられない。

## 7. クラス旗

クラス旗はグリーン旗を用いる。

## 8. レースエリア

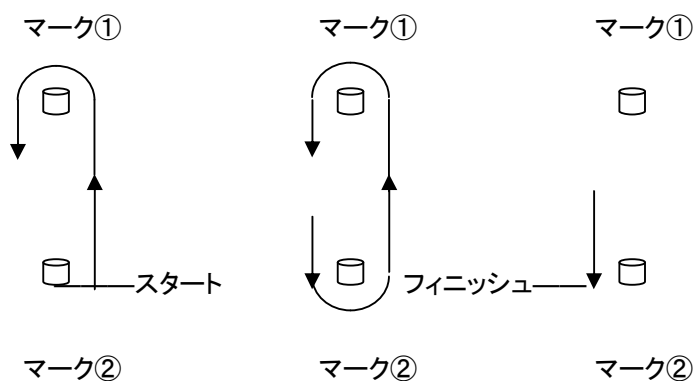
大阪湾西宮沖水域とする。

## 9. コース

9-1 コースはウインドワード/リーワードコースとし、見取り図は、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

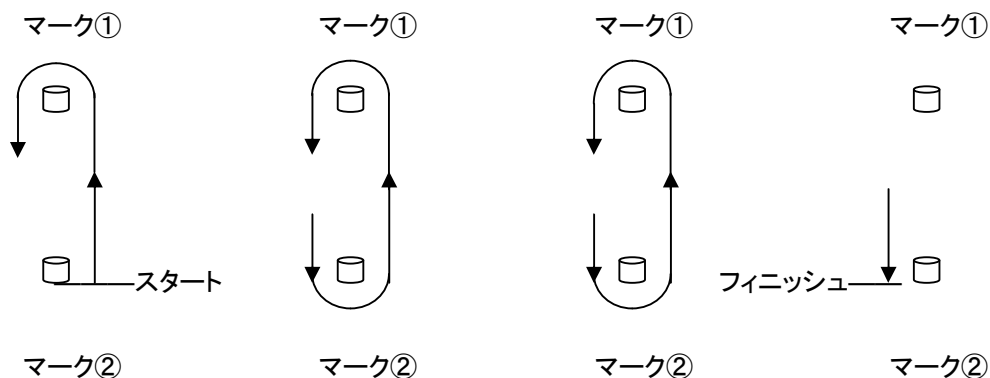
### コース A(4レグ)

スタート—マーク①—マーク②—マーク①—フィニッシュ



### コース B(6レグ)

スタート—マーク①—マーク②—マーク①—マーク②—マーク①—フィニッシュ



9-2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に数字旗①が掲揚された場合、コース A を帆走すること。数字旗②が掲揚された場合、コース B を帆走すること。

9-3 予告信号以前に、レース委員会の信号艇にマーク②からマーク①へのおおよそのコンパス方位および距離を掲示する。

## 10. マーク

10-1 マーク①およびマーク②はオレンジ色の直径約 2m、高さ約 1.5mのトマト型ブイを使用する。

10-2 指示 12「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク②は同型の緑色である。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

## 11. スタート

11-1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。

11-2 その日の次のレースの予告信号は、レース委員会の信号艇に掲揚されている R 旗の降下の（反復音響信号とともに）、1 分後に発せられる。

11-3 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。

11-4 マーク①が設置されていない場合、マーク①はレース委員会の信号艇に掲示された位置にあるものとみなす。

11-5 スタート信号時に、艇が規則 29.1 に従わなければならない場合、レース委員会の信号艇は音響信号一声と共にX旗を掲揚し、VHFチャンネル 72 で、その艇のセール番号を放送するよう試みる。放送や、放送時間の的確性に関する落ち度は、救済要求の根拠にはならない。これは規則 60.1(b)および 41(c)を変更している。

11-6 スタート信号の 5 分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。これは付則 A4 を変更している。

## 12. コースの次のレグの変更

インショアレースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位および距離を掲示する。これは規則 33(b)を変更している。

## 13. フィニッシュ

13-1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。

13-2 レース委員会が、その日の次のスタートを予定する場合、レース委員会の信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に、R旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

## 14. タイムリミット

タイムリミットは、スタート信号後 150 分、または先頭艇がコースを帆走して 150 分以内にフィニッシュした場合はそのフィニッシュ後 30 分、のいずれか遅いほうの時刻までとする。この時刻までにフィニッシュしない艇は DNF と記録される。これは規則 35 および A4 を変更している。

## 15. 帰着申告

その日の最終レース終了後 90 分以内に関西ヨットクラブ事務局に備え付けの所定の用紙に艇長が署名すること。

## 16. 抗議

16-1 抗議は、レース本部で入手し得る書式に記入の上、その日の最終レース終了後 90 分以内に提出すること。

16-2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。

16-3 抗議の通告は、審問の場所および時刻、抗議の当事者、又は証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議受付締切時刻後 30 分以内に掲示する。

16-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を規則 61.1(b)にもとづき伝えるために掲示する。

16-5 SAILING INSTRUCTIONS 3、5-3、15、18、22、23、26 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは

規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合は、失格より軽減することができる。

16-6 レースを行う最終日には、審問再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。

16-6-1 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。

16-6-2 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。

これは、規則 66 を変更している。

16-7 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 30 分以内でなければならない。これは、規則 62.2 を変更している。

## 17. 順位および時間修正システム、得点、大会の成立

17-1 各艇の所要時間に TCC を乗じた修正時間により順位を決定する。修正時間は秒単位までを計算する。

17-2 成立した全レースの得点の合計をシリーズの得点とする。これは付則 A2 を変更している。

17-3 クラス A とクラス B にクラス分けをすることがある。

17-4 1 レースの完了をもってシリーズの成立とする。

17-5 スタート・エリアには来たが、スタートしなかった艇、フィニッシュしなかった艇、フィニッシュ後にリタイアした艇、または失格とされた艇には、スタート・エリアに来た艇の数に 1 を加えたフィニッシュの順位の得点を記録する。スタート・エリアに来なかった艇には、参加艇数に 1 を加えたフィニッシュの順位の得点を記録する。これは付則 A4.2 を変更している。

## 18. 安全規定

18-1 Y 旗、規則 27.1 および規則 40.1 の変更として、レース委員会はスタート後、個人用浮揚用具の着用を求める信号(音響信号1声とY旗の掲揚)を発することがある。この信号は通過するマークで発せられ、艇の乗員はできるだけ早い機会に個人用浮揚用具を着用しなければならない。

18-2 個人用浮揚用具はすべての着衣の上に装着すること。

18-3 レースからリタイアした艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

## 19. インスペクション

艇または装備は、クラス規則と SAILING INSTRUCTIONS に従って、いつでも検査されることがある。

## 20. 無線の使用

20-1 レース委員会はVHF72チャンネルにより、先のレースで最終艇がフィニッシュした後から次のレースのR旗の降下の間、レースの進行状況のアナウンスを行うことがある。

20-2 緊急の場合を除き、艇は、レース中無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。ただし、指示 11-5、20-1 を除く。

## 21. 運営艇

21-1 運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。

21-2 PROTEST 旗、INSPECTION 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

## 22. 支援艇

22-1 支援艇は支援するレース艇の艇名、支援艇の艇種と艇名を7月31日(日)17:00までにレース委員会に書面にて申告すること。(書式は特になし。)新西宮ヨットハーバー内の指定された場所に係留すること。

22-2 支援艇は準備信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期、ゼネラルリコールもしくは中止の信号を発するまで、レースに影響するエリアにはならない。

22-3 支援艇は支援するレース艇がフィニッシュ後、インスペクションを受けている間は支援活動をしてはならない。

22-4 支援艇からレース艇への飲料物の補給は認めない。

22-5 この項に違反した場合、その支援艇に関連するすべての艇に対してペナルティーが課せられることがある。

### 23. 上架の制限と泊地

23-1 レース艇は、各艇の最初のスタート後から、その艇の最終レース終了まで、次の場合を除き上架してはならない。また、レース期間中は新西宮ヨットハーバー内の指定された場所に係留すること。

①レース委員会の事前の許可書があり、その条件による場合。

②緊急の場合。但し、事後にレース委員会を納得させる義務があり、これができない場合は、ペナルティーが課せられることがある。

23-2 7月30日(土)から8月14日(日)までの新西宮ヨットハーバーでの海上係留費は無料とする。

### 24. 賞

24-1 オーバーオール第1位の艇に全日本選手権優勝杯を授与する。

24-2 各クラス第1位から第3位までの艇に賞を授与する。

### 25. 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4[レースすることの決定]参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

### 26. ゴミの処理

艇はゴミを水中に投棄してはならない。ゴミは支援艇に渡してもよい。